

質問第七〇号

旧北部軍司令部防空指揮所保存に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月三十日

参議院議長 江田五月殿

紙
智
子

旧北部軍司令部防空指揮所保存に関する質問主意書

札幌市豊平区月寒に所在する旧北部軍司令部防空指揮所は、北海道における貴重な軍事遺跡であり、地元
の月寒地区町内会連合会を始め産業考古学会など各種歴史関係団体が保存を強く求めているものである。と
ころが、国は当該施設跡地に国家公務員宿舎を建設するため建物を急ぎ解体しようとしている。

札幌市内に残存する数少ない戦跡である旧北部軍司令部防空指揮所の保存を求める観点から、以下質問す
る。

一 札幌市教育委員会は、二〇〇二年十二月、文化庁に対し保存のための詳細調査を求めているが、文化庁
が選定する全国五十箇所の詳細調査対象には入らない状況である。しかしながら、その文化財としての価
値が否定されたものではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 札幌市豊平区月寒地区は、明治時代からの歩兵第二十五連隊の駐屯地であり、付近一帯に司令官官舎
(現つきさつぷ郷土資料館)、錬兵場(競輪競技場)、給水塔(西岡水源池)などが存在し、これら軍施
設について民間団体が克明な調査を続けてきた。旧北部軍司令部防空指揮所はその中でもシンボリックな建
物である。北部軍司令部本部などは残存しないものの、旧防空指揮所は歴史の証人として価値あるものと

二

考えるが、政府の見解を示されたい。

三 当該土地、建物は北海道財務局の管理財産であり、「国有財産の有効活用に関する報告書」（二〇〇七年六月）に基づき、国家公務員の合同宿舍建設予定地となっている。建設計画の事業完成年度は二〇一五年度であり、札幌の国家公務員宿舍建設については、まだ予算措置もされていない。にもかかわらず、国は本年度中に建物の解体を行うために解体工事の請負入札などの手続を進めている。当該土地面積は、約三万一千五百平方メートルもあり、その端にある旧北部軍司令部防空指揮所の敷地面積は全面積の三十分の一の一千平方メートルに満たない。旧北部軍司令部防空指揮所を残したままでも十分に国家公務員宿舍建設は可能であり、国家公務員宿舍建設と旧北部軍司令部防空指揮所保存の両立が可能であると考えますが、政府の見解を示されたい。また、両立の可能性について国は検討したことがあるか明らかにし、両立ができないとするのであれば、その理由を示されたい。

四 国は、解体工事請負契約の締結を中断して解体物件を見直し、旧防空指揮所を除外して入札公告をやり直すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。